

令和6年度

さいたま市特定調達契約に係る

競争入札参加資格審査

【建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理】

申請の手引

【お問い合わせ先】

さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048-829-1179（直通）

さいたま市水道局業務部管財課

電話 048-714-3080（直通）

目次

第1章	申請の概要	
1	資格審査申請について	1
2	参加資格申請要件	1
3	資格審査基準日	4
4	申請方法等	4
5	参加資格審査結果の通知	5
6	参加資格の有効期間	5
7	その他	5
第2章	提出書類一覧	6
第3章	申請書等の作成	
1	受付証について	10
2	競争入札参加資格審査申請書（基本共通情報）＜様式B-1＞について	10
3	競争入札参加資格審査申請書（基本個別情報）＜様式C-1＞について	12
4	建設工事請負共通情報＜様式B-2＞について	12
5	建設工事請負個別情報＜様式C-2＞について	13
6	設計・調査・測量共通情報＜様式B-3＞について	14
7	設計・調査・測量個別情報＜様式C-3＞について	16
8	土木施設維持管理共通情報＜様式B-4＞について	17
9	土木施設維持管理個別情報＜様式C-4＞について	17
10	委任状・使用印鑑届＜様式C-5＞について	18
11	誓約書＜様式D-3＞について	18
12	資本関係・人的関係調書＜様式D-5＞について	18
第4章	業種・業務分類表	
1	「建設工事」業種コード	21
2	「設計・調査・測量」業務コード	27
3	「土木施設維持管理」業務分類表	29
第5章	新型コロナウイルス感染症の影響による特例について	30

第1章 申請の概要

1 資格審査申請について

令和6年度におけるさいたま市（さいたま市水道局を含む。以下同じ。）が発注する次に掲げる特定調達契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者は、申請の区分に応じた競争入札参加資格の審査を受け、特定調達契約に係る競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載される必要があります。

なお、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載されている者については、名簿に登載されたものとみなします。

【契約の種類】	【申請の区分】
建設工事の請負	建設工事
設計、調査及び測量業務	設計・調査・測量
土木施設の維持管理業務	土木施設維持管理

2 参加資格申請要件

(1) 申請者の資格

次のいずれかに該当する者は、申請できません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者
- イ 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定によりさいたま市の競争入札に参加させないこととされた者
- ウ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合、その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、さいたま市長及びさいたま市水道事業管理者が不適格であると認める者
- エ 国税（消費税及び地方消費税並びに法人にあっては法人税、個人事業主にあっては申告所得税及び復興特別所得税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者
- オ 地方税（法人にあっては法人市民税、個人事業主にあっては個人市民税。ただし、さいたま市内に営業所等を有する場合等に限る。）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者
- カ 令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載されている業種又は業務分類について、資格審査を受けようとする者

(2) 「建設工事」に関する申請者の資格

申請日現在、次の要件を満たしていなければなりません。

- ア 申請する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること（代理人を置く事業所が申請する場合は、その事業所で建設業の許可を受けていること。）。
 - イ 申請する業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）（申請日現在において審査基準日から1年7か月以内（ただし、有効期間の延長が認められている場合はその満了日まで。）で有効なもの）を受けていること。
 - ウ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下「社会保険等」という。）に加入していること。
- (7) 社会保険等の加入状況は、経営事項審査の総合評定値通知書の写しのその他の審査項目（社会性等）欄で確認します。全ての社会保険等の加入状況が「有」又は「除外」の場合は、社会保険等に加入しているものとします。いずれかの社会保険等の加入状況が「無」となっている場合は、社会保険等に未加入であるものとします。

- (イ) 上記(ア)で社会保険等に未加入としたものであっても、経営事項審査申請後に社会保険等に加入し、次の a から c に掲げる書類を提出した場合は、社会保険等に加入しているものとします。

a 健康保険（領収書の写しは、最新のものに限る。）

加入先	確認資料
年金事務所	年金事務所の保険料領収書の写し
健康保険組合	健康保険組合発行の保険料領収書の写し
建設業関係の国民健康保険組合	なし（※欄外参照）

※年金事務所で健康保険被保険者適用除外承認を受けて建設業関係の国民健康保険組合に加入している場合、健康保険は適用除外となります。この場合は、年金事務所発行の厚生年金保険料の領収書で健康保険料が 0 円になっていることを確認します。

b 厚生年金保険（領収書の写しは、最新のものに限る。）

加入先	確認資料
年金事務所	年金事務所の保険料領収書の写し

健康保険及び厚生年金保険の加入先が両方とも年金事務所の場合、領収書はひとつなので 1 部提出してください。加入直後で領収書が未到達の場合は、被保険者標準報酬決定通知書の写し（直近のものに限る。）又は適用通知書の写しを提出してください。

c 雇用保険（領収書の写しは、最新のものに限る。）

納付方法	確認資料
ハローワークに直接申告納付	労働（雇用）保険の保険料申告書の写し 又は領収書の写し
労働保険事務組合に委託している場合	事務組合発行の保険料納入通知書の写し 又は領収書の写し

上記の確認資料が用意できない場合は、事務組合発行の加入証明書等を提出してください。

加入直後で確認資料が未到達等の場合は、次の(a)から(c)のいずれかを提出してください。

- (a) 雇用保険加入済確認願の原本
- (b) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
- (c) 雇用保険適用事業所設置届事業主控の写し

エ 次に掲げる4業種の「受注希望工事」を希望する場合は、必要な届出を行っている、又は資格等を有していること。

業種名	受注希望 工事分類	資格情報を証明 する書類	様式C-2「資格情報」欄 の記入内容	記入例
電気 工事業	総合電気設備 工事	電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年法律第96号)に基づく電気工事業開始届等の「届出受理通知書」等(※1)	電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく電気工事業開始届等の「届出受理通知書」の届出番号又は「通知受理通知書」の通知番号	埼玉県知事 00000
	発電変電設備 工事			
	電気設備工事			
	信号設備工事			
管工事業	浄化槽工事	埼玉県知事に提出した「特例浄化槽工事業者届出書」(表面と裏面)(※2) 届出書の記載事項に変更がある場合は併せて「特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書」(※2)	埼玉県知事に提出した「特例浄化槽工事業者届出書」の届出番号	埼玉県知事 11111
電気通信 工事業	有線電気通信 工事	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に基づく「工事担任者資格者証(アナログ第1種、A I第1種、第1級アナログ通信、アナログ第2種、A I第2種、総合種、又はA I・D D総合種、総合通信)」	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証(アナログ第1種、A I第1種、第1級アナログ通信、アナログ第2種、A I第2種、総合種、又はA I・D D総合種、総合通信)」の資格者証番号	A U 0 0 A 1 2 3 4 5
	データ通信設 備工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証(デジタル第1種、D D第1種、第1級デジタル通信、デジタル第2種、D D第2種、総合種、又はA I・D D総合種、総合通信)」	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証(デジタル第1種、D D第1種、第1級デジタル通信、デジタル第2種、D D第2種、総合種、又はA I・D D総合種、総合通信)」の資格者証番号	
消防施設 工事業	水消火設備工 事	消防法(昭和23年法律186号)に基づく甲種第1類消防設備士の免状	消防法に基づく甲種第1類消防設備士の免状の交付番号	埼玉県知事 33333
	泡消火設備工 事	消防法に基づく甲種第2類消防設備士の免状	消防法に基づく甲種第2類消防設備士の免状の交付番号	
	不燃性ガス消 火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状の交付番号	
	粉末消火設備 工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状の交付番号	
	火災報知設備 工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状の交付番号	
	避難設備工事	消防法に基づく甲種第5類消防設備士の免状	消防法に基づく甲種第5類消防設備士の免状の交付番号	
	排煙設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状の交付番号	

※1 電気工事業開始届等の「届出受理通知書」等に関する問合せ先

- ・ 埼玉県内にのみ営業所がある場合
埼玉県危機管理防災部化学保安課火薬・電気担当 電話048-830-8435
- ・ 加須市、久喜市、日高市、吉見町のいずれか1つの市町のみ営業所がある場合
窓口が市町になることがあるので、直接該当市町の担当課にお問合わせください。
- ・ 2以上の都道府県に営業所があり、かつ、営業所が全て一つの産業保安監督部の管轄内にある場合
経済産業省関東東北産業保安監督部電力安全課 電話048-600-0388 (代)
- ・ 2以上の都道府県に営業所があり、かつ、営業所が複数の産業保安監督部の管轄にある場合
経済産業省商務情報政策局産業保安グループ電力安全課
電話03-3501-1511 (代)

※2 「特例浄化槽工事業者届出書」等に関する問合せ先

- ・ 埼玉県県土整備部建設管理課建設業担当 電話048-830-5176
(浄化槽工事を申請する場合は、申請する事業所で届出をしている必要があります。)

※ 前表以外の資格については、資格を証明する書類を提出する必要はありません。

【提出を要しない例】(○級(種)は、1級(種)、2級(種)を示す)

- ・ 土木(建築、電気、管、造園)工事業を希望する場合の「○級土木(建築、電気、管、造園)施行管理技士」資格証の写し
- ・ 建築工事業を希望する場合の「○級建築士」資格証の写し
- ・ 電気工事業を希望する場合の「第○種電気工事士」資格証の写し
- ・ 管工事業を希望する場合の「給水装置工事主任技術者」資格証の写し

(3) 「設計・調査・測量」に関する申請者の資格

次の業務は、申請する事業所で登録が必要となります。

- ア 測量業務について、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録(測量業者登録)
- イ 建築関連コンサルタント業務について、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録(建築士事務所登録)

(4) 「土木施設維持管理」に関する申請者の資格

健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していること。

- ア 経営事項審査を受けている場合
2(2)ウ(7)に掲げる方法で確認します。
- イ 経営事項審査を受けていない場合
2(2)ウ(4)に掲げる書類の提出により確認します。

(5) 経常建設共同企業体(経常JV)として資格審査を受けようとする者は申請できません。

3 資格審査基準日

(1) 建設工事

申請日現在、有効な経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日(通知書が複数ある場合は、審査基準日が最新のもの)

(2) 設計・調査・測量、土木施設維持管理

申請日直近の決算日(決算手続が終了したもの)

4 申請方法等

(1) 申請の際の留意事項

- ア 競争入札参加資格審査申請書等の記入漏れ、添付書類の不備や不足等があった場合は、名簿に登載出来ません。書類提出の際は、手引や提出書類の内容を十分確認してください(必ず該当年度の様式を使用してください。異なる年度の様式での申請は認められません。)
- イ 提出された書類等は、いかなる場合であっても返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

- (2) 競争入札参加資格審査申請書等の作成に関する注意事項
- ア 競争入札参加資格審査申請書は、日本語で作成してください。
 - イ 競争入札参加資格審査申請書以外の添付書類等のうち、外国語で記入してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付してください。
 - ウ 競争入札参加資格審査申請書以外の添付書類等のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記入又は作成してください。
- (3) 申請方法
- 原則、持参による申請とします。
- ア 受付場所
 - (ア) さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
 - (イ) さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課
 - イ 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く。）

5 参加資格審査結果の通知

審査結果は、封書で郵送します。なお、通知の再発行は行いません。

6 参加資格の有効期間

資格認定の日から令和7年3月31日まで

7 その他

- (1) 申請受理された後は、申請内容を変更出来ません。
- (2) 申請内容は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）の「不開示情報」に該当しない限り情報公開の対象になります。
- (3) 名簿登載事項に変更があった場合、資格認定後に変更届等の提出が必要になる場合があります。

第2章 提出書類一覧

提出部数は、申請業務にかかわらず1部のみです。

項番	建設工事	設計・測量	土木施設維持管理	書類名	摘要
1	○	○	○	受付証	第3章 申請書等の作成参照
2	○	○	○	競争入札参加資格審査申請書 -特定調達契約用-	
3	○	○	○	競争入札参加資格審査申請書 (基本共通情報) <様式 B-1>	
4	○	○	○	競争入札参加資格審査申請書 (基本個別情報) <様式 C-1>	
5	○	-	-	建設工事請負共通情報 <様式 B-2>	
6	○	-	-	建設工事請負個別情報 <様式 C-2>	
7	-	○	-	設計・調査・測量共通情報 <様式 B-3>	
8	-	○	-	設計・調査・測量個別情報 <様式 C-3>	
9	-	-	○	土木施設維持管理共通情報 <様式 B-4>	
10	-	-	○	土木施設維持管理個別情報 <様式 C-4>	
11	○	○	○	委任状・使用印鑑届(様式C-5)	・18ページ参照
12	○	○	○	組合員名簿【様式C-6】 役員名簿【様式C-7】 (中小企業等協同組合等に限る)	・記入する組合員は全組合員を対象
13	○	○	○	【法人のみ対象】 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書(写し可)	・申請受付日(本市で受付した日)前3か月以内に発行されたもので現状を反映しているものに限りです。 ・法務局で発行しています。
14	○	○	○	【法人のみ対象】 法人番号の確認資料(「国税庁法人番号公表サイト」の法人情報の画面を印刷したもの)	・「国税庁法人番号公表サイト(https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/)」から商号又は名称・所在地等で検索し、表示された法人情報の画面を印刷したものを提出してください。
15	○	○	○	【法人のみ対象】 納税証明書(その3の3 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用) (写し可)	・税務署が発行したもので、申請受付日(本市で受付した日)前3か月以内で現状を反映しているものに限りです。 ・未納が無いことを証明できる納税証明書「その3の3」を提出してください。 ・現在の住所地(納税地)を所轄する税務署で発行しています。証明書の請求は、税務署窓口での待ち時間が短縮可能なオンライン請求が利用できます。詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。 (https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm) ・新設の法人及び免税事業者も提出してください。 ・連結納税の適用を受けている者については納税義務者(連結親法人)の証明書も一緒に提出してください。 ・納税証明書「その3」の場合でも、「法人税」と「消費税及地方消費税」の両方で未納がないことの確認ができるものであれば可とします。 ・電子納税証明書(PDF)を印刷したもので可とします。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により納税証明書が取得できない場合は「第5章 新型コロナウイルス感染症の影響による特例について」をご覧ください。 ・令和6年能登半島地震に被災され、国税の申告・納付等の期限を延長されている場合は、契約課にお問い合わせください。

項番	建設工事	設計・測量	土木施設維持管理	書類名	摘要
16	○	○	○	【個人事業者のみ対象】 身分(元)証明書(写し可)	<ul style="list-style-type: none"> 申請受付日(本市で受付した日)前3か月以内に発行された代表者のものに限り、 本籍地の市区町村で発行しています。
17	○	○	○	【個人事業者のみ対象】 登記されていないことの証明書(写し可)	<ul style="list-style-type: none"> 申請受付日(本市で受付した日)前3か月以内に発行された代表者のものに限り、 成年被後見人、被保佐人及び被補助人でないことの証明書を提出してください。ただし、申請者が被補助人の場合は、成年被後見人及び被保佐人でないことの証明書と、後見登記等ファイルに記録されている登記事項証明書を提出してください。 発行場所 <ul style="list-style-type: none"> 1 全国の法務局・地方法務局(本局)の戸籍課(窓口) ※ 埼玉県内は、さいたま地方法務局のみ 2 東京法務局民事行政部後見登録課(窓口又は郵送) 問合せ先:03(5213)1360 (https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html)
18	○	○	○	【個人事業者のみ対象】 納税証明書(その3の2「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書) (写し可)	<ul style="list-style-type: none"> 申請受付日(本市で受付した日)前3か月以内に発行されたもので現状を反映しているものに限り、 未納が無いことを証明できる納税証明書「その3の2」を提出してください。 現在の住所地(納税地)を所轄する税務署で発行しています。証明書の請求は、税務署窓口での待ち時間が短縮可能なオンライン請求が利用できます。詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。 (https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm) 新規開業の場合及び免税事業者も提出してください。 納税証明書「その3」の場合でも、「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」の両方で未納がないことの確認ができるものであれば可とします。 電子納税証明書(PDF)を印刷したもので可とします。 新型コロナウイルス感染症の影響により納税証明書が取得できない場合は「第5章 新型コロナウイルス感染症の影響による特例について」をご覧ください。 令和6年能登半島地震に被災され、国税の申告・納付等の期限を延長されている場合は、契約課にお問い合わせください。
19	○	○	○	【法人のみ対象】 さいたま市法人市民税納税証明書(写し可)	<ul style="list-style-type: none"> 申請事業所の所在地に関わらず、さいたま市内に事業所を有する場合に、提出してください。 申請受付日(本市で受付した日)前3か月以内に発行されたもので現状を反映しているものに限り、 市税の証明書は、北部・南部市税事務所市税の総合窓口等で発行しています。詳細について、さいたま市ホームページを必ずご確認ください。 (https://www.city.saitama.lg.jp/001/153/004/004/p007800.html) 申請日直前1年分の完納が証明できる法人市民税の納税証明書を提出してください。 さいたま市に事業所を開設してからまだ間がなく、1年分の完納を証明できない場合は、証明可能な期間の法人市民税の納税証明書を提出してください。 さいたま市に事業所を開設してから一度も事業年度が終了していない場合は、さいたま市に提出した法人の設立(設置)変更等申告書(控)(受理印のあるもの)の写しを提出してください。電子申請を行っている場合は、申告書の写しと受付を確認できる画面を印刷したものを提出してください。 法人市民税の減免を受けている場合は、法人市民税均等割減免決定通知書の写しを提出してください。 税目が「市民税・県民税(特別徴収)」の納税証明書は提出書類の対象ではありません。 新型コロナウイルス感染症の影響により納税証明書が取得できない場合は「第5章 新型コロナウイルス感染症の影響による特例について」をご覧ください。 令和6年能登半島地震に被災され、市税の申告・納付等の期限を延長されている場合は、契約課にお問い合わせください。

項番	建設工事	設計・測量	土木施設維持管理	書類名	摘要
20	○	○	○	【個人事業者のみ対象】 さいたま市個人市民税・県民税納税証明書又は所得・課税(非課税)証明書(写し可)	<ul style="list-style-type: none"> 申請受付日(本市で受付した日)前3か月以内に発行されたもので現状を反映しているものに限り、 市税の証明書は、北部・南部市税事務所市税の総合窓口等で発行しています。詳細について、さいたま市ホームページを必ずご確認ください。 (https://www.cityv.saitama.lg.jp/001/153/004/004/p007800.html) 個人事業主の代表者がさいたま市内に住所を有する場合に、提出してください。 代表者の1年分の完納が確認できる直近の個人市民税・県民税の納税証明書を提出してください。個人市民税・県民税が非課税の場合は、「所得・課税(非課税)証明書」を提出してください。 新型コロナウイルス感染症の影響により納税証明書が取得できない場合は「第5章 新型コロナウイルス感染症の影響による特例について」をご覧ください。 令和6年能登半島地震に被災され、市税の申告・納付等の期限を延長されている場合は、契約課にお問い合わせください。 ※令和6年度(令和5年分の所得)分を提出する場合は、個人市民税・県民税及び森林環境税の完納が確認できる又は非課税である証明書を提出してください。
21	○	-	-	経営事項審査の総合評定値通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものを。(総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。ただし、有効期間の延長が認められている場合はその満了日まで。) ※電子申請で公印が無い場合は、JCIPの申請・届出内容画面を印刷したものを併せて提出してください。
22	○	-	○	社会保険等の加入確認資料の写し	<ul style="list-style-type: none"> 【次の場合のみ対象】 経営事項審査の総合評定値通知書で社会保険等が「無」の場合。 経営事項審査を受けておらず、土木施設維持管理を申請する場合。 ※2ページ参照 新型コロナウイルス感染症の影響により加入確認資料の提出ができない場合は「第5章 新型コロナウイルス感染症の影響による特例について」をご覧ください。
23	○	-	-	建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書(写し可)	<ul style="list-style-type: none"> 申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書(証明書)を提出してください。 許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の受理印が押されている変更届等の写しを提出してください。 提出した経営事項審査の総合評定値通知書(写)と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は、一致する許可通知書(証明書)も添付してください。 ※電子申請で受理印が無い場合は、JCIPの申請・届出内容画面を印刷したものを併せて提出してください。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と行政庁の收受印が押されている更新申請書の写しを提出してください。
24	○	-	-	建設業許可に係る申請書類の写し ①建設業許可申請書(様式第1号) ②営業所一覧表(別紙二) ③建設業法施行令3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)	<ul style="list-style-type: none"> 申請日現在で有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含む申請書を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ①は許可行政庁の受理印が押されているものに限り、受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 主たる営業所で申請する場合、③は不要です。 ※電子申請で受理印が無い場合は、JCIPの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の受理印が押されているもの)の写しを提出してください。 ※建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地等)に変更があった場合は、建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)、廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の受理印が押されているもの)の写しも提出してください。

項番	建設工事	査設計・測量	土木施設維持管理	書類名	摘要
25	○	—	—	資格情報を証明する書類の写し (建設工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・該当工事を希望する場合、提出してください。 ・該当工事及び提出書類については3ページの表を参照。変更がある場合は、変更届の写しの提出も必要です。
26	—	○	—	登録状況を証明する書類の写し (設計・調査・測量)	<ul style="list-style-type: none"> ・登録がある場合、提出してください。 ・測量業務及び建築関連コンサルタント業務については、申請事業所が登録されていることがわかるもの。 ・該当業務及び提出書類については、14ページの表を参照。変更がある場合は、変更届の写しの提出も必要です。
27	○	○	○	誓約書(様式D-3)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請業務にかかわらず、全ての方が提出してください。 ・18ページ参照
28	○	—	—	資本関係・人的関係調書 (様式D-5)	<ul style="list-style-type: none"> ・自社と資本関係又は人的関係にある会社等で、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格審査申請(建設工事)若しくは令和6年度さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請(建設工事)を行った、又は、行う予定のある他の会社がある場合は提出してください。 ・18ページ参照
29	○	○	○	その他	必要と認める書類

第3章 申請書等の作成

<全体として>

競争入札参加資格審査申請書等は、黒のペン又は黒のボールペンを使用し、楷書ではっきりと記入してください。パソコン等で作成の場合は、黒字で作成してください。なお、書き直すことのできる筆記具(鉛筆・シャープペンシル・消すことのできるペン等)は使用しないでください。

<標準様式を使用した申請について>

様式 B-1、B-2、B-3、及びB-4につきましては、標準様式を使用した申請が可能です。その他の様式につきましては、市指定様式集の様式を使用してください。

なお、標準様式での申請の場合、追加で書類の提出をお願いすることがあります。

1 受付証について

上部・下部の「商号又は名称」欄それぞれに、商号等を記入してください。

2 競争入札参加資格審査申請書（基本共通情報）<様式B-1>について

※ 情報は全て左詰で記入し、間に空欄を入れないでください。ただし「実績情報」欄は右詰で記入してください。

(1) 日付は、申請する日を記入してください。

(2) 「商号等」欄について

ア 「法人又は個人の区分」欄は、該当する項目にチェックを付けてください。

イ 「商号又は名称(カナ)」欄及び「フリガナ」欄は、全て大文字の”カタカナ”で記入してください。

例： (誤) ショウカ → (正) ショウカ

なお、法人の種類を表す名称(例：「カブシキガイシャ」等)は省略してください。

ウ 「商号又は名称」欄の、法人の種類を表す文字には、省略せずに記入してください。

- | | | | |
|-------|--------|--------|-----------|
| ・ (株) | → 株式会社 | ・ (有) | → 有限会社 |
| ・ (資) | → 合資会社 | ・ (名) | → 合名会社 |
| ・ (合) | → 合同会社 | ・ (協組) | → 協同組合 |
| ・ (業) | → 協業組合 | ・ (企) | → 企業組合 など |

エ 「代表者役職名」欄には、法人の場合は履歴(現在)事項全部証明書おりの役職名を記入し、個人事業者の場合は“代表者”と記入してください。

(3) 「申請事業所情報」欄について

ア 「申請事業所情報」欄については、事業所等（例：支店）へ業務を委任する場合は、その事業所等の情報を記入し、主たる営業所（本店等）で申請する場合は、主たる営業所の情報を記入してください。

イ 「事業所名」欄については、次のとおり記入してください。

(ア) 本店、本社で申請する場合 …… “ 本店 ”

(イ) 代理人（支店等）の場合 …… “ ○○支店 ” “ ○○営業所 ” 等

※建設工事を支店等で申請する場合、原則、建設業許可上の名称と一致させてください。

(ウ) 本店内で代理人を選定する場合 … “ ○○部 ” 等

※ 契約権限を代表取締役ではなく、本店内の取締役や○○部長などに委任する場合

ウ 「字等」欄については、所在地の「丁目」、「番」、「号」、「番地」は、“ - (ハイフン) ”を用いて記入してください。「大字」は省略してください。

例： 浦和区常盤6丁目4番4号 → 浦和区常盤 6-4-4

エ 「申請事業所の代表者役職名」欄については、事業所等へ業務を委任する場合は、その役職名を記入し、本店で業務を行う場合は、前記(2)エに従って記入してください。

オ 「代表者氏名」の「フリガナ」欄については、前記(2)イに従って記入してください。

カ 「電子メールアドレス」は、申請事業所で使用する電子メールアドレスを記入してください。

(4) 「本店又は主たる営業所の所在地」欄について

ア この欄は、本店の情報を記入してください。

(ア) 建設工事

登記上の所在地と建設業法上の主たる営業所（本店）の所在地が異なる場合は、建設業法上の主たる営業所（本店）の所在地を記入してください。

(イ) 建設工事以外

登記上の所在地と本店の所在地が異なる場合は、本店の所在地を記入してください。ただし、法人として「建設工事」も同時に申請する場合は、前述の「建設工事」に従って記入してください。

イ 「字等」欄については、前記(3)ウに従って記入してください。

(5) 「申請事務担当者」欄について

ア この申請の内容に係る質問等に応答できる方の氏名等を記入してください。

イ 行政書士が申請代理人である場合は、「行政書士氏名」欄に氏名を、その下の「電話番号」、「ファクシミリ番号」及び「電子メールアドレス」欄に行政書士の電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレスを記入し、「行政書士押印欄」に押印してください。

(6) 「実績情報」欄について

ア 『建設工事』のみ申請する場合

申請日現在有効な経営事項審査の審査基準日（有効な審査基準日が複数ある場合は審査基準日が直近のもの）の金額及び年数を記入してください。

イ 『設計・調査・測量』・『土木施設維持管理』を申請する場合

(ア) 「資本金」欄及び「自己資本額」欄については、直近の決算（決算手続きが完了したもの）の金額を記入してください。

(イ) 「営業年数」欄は、直近の決算日（決算手続きが完了したもの）において、申請業務のうち、営業年数の長いもの（ただし、休業等の期間を除く）を記入してください。

ウ 『建設工事』を含む複数の業務を申請する場合

(ア) 「資本金」欄及び「自己資本額」欄については、直近の決算（決算手続きが完了したもの）の金額を記入してください。

- (イ) 「営業年数」欄は、前記(6)アとイを比べて、営業年数の長いもの（休業等の期間を除く。）を記入してください。

3 競争入札参加資格審査申請書（基本個別情報）＜様式C-1＞について

(1) 「納税」欄について

ア 申請日現在での納付状況について、該当する項目にチェックを付けてください。課税対象外の場合は、「未納なし」にチェックを付けてください。

イ 対象税目

(ア) 法人税（又は所得税）及び消費税・地方消費税の納税状況

(イ) 法人市民税（又は個人市民税）の納税状況（さいたま市内に事業所を有する場合のみ）

ウ 前記イの税目のいずれかに未納がある場合は、申請は受け付けませんので、ご注意ください。（未納があり、分割納付をしている方についても申請できません。）

エ 納税証明書を提出してください（6～9ページの提出書類一覧参照）。

(2) 「予備欄」欄について

履歴（現在）事項全部証明書に記載されている本店所在地（個人事業者の場合は、住民登録上の住所）と、主たる営業所（本店）の所在地が異なる場合のみ、履歴（現在）事項全部証明書に記載されている所在地（個人事業者の場合は、住民登録上の住所）を記入してください。

4 建設工事請負共通情報＜様式B-2＞について

(1) 「許可番号」欄について

申請日現在有効な建設業許可番号を記入してください。

(2) 「監理技術者数」欄について

申請日現在、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、一般財団法人建設業技術者センターから“監理技術者資格者証”の交付を受けた方の人数（有効期限内であること）を記入してください。

※ 人数は、法人全体の人数を記入してください。事業所の人数ではありません。

(3) 「建設業労働災害防止協会加入の有無」欄について

申請日現在で加入している場合に対象となります。

加入している場合は“有り”に、加入していない場合は“無し”にチェックを付け、加入している場合は、建設業労働災害防止協会加入証明書（写し可）を提出してください。

(4) 「審査基準日」欄について

今回申請する際に提出する経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日を記入してください。

経営事項審査の総合評定値通知書の有効期限は、審査基準日から1年7か月まで（ただし、有効期間の延長が認められている場合はその満了日まで。）です。また、申請日現在有効な経営事項審査の総合評定値通知書が複数ある場合は、最新の審査基準日の通知書を採用します。

※ 重要

申請日現在、有効な経営事項審査の総合評定値通知書が提出できない場合は、申請を受理しません。（仮受付は行いません）

5 建設工事請負個別情報<様式C-2>について

(1) 「業種名」欄について

21～26ページの<別表1>『建設工事』業種コードの「業種」欄を参照し、申請する業種名を記入してください。

※ 重要

- 建設業許可を受けていない業種は申請できません。
- 経営事項審査を受けていない業種は申請できません。
- 一度申請した業種を変更することはできません。

(2) 「工事名」欄について

21～26ページの<別表1>『建設工事』業種コードの「受注希望工事分類」欄を参照し、受注希望する工事分類名を記入してください。

(3) 「実績高割合」欄について

ア 経営事項審査を受けた業種の完成工事高を「工事名」欄に記入した各工事に割合を振り分けてください。

イ 前記(3)アで振り分けた割合を希望する工事名に記入してください。希望する工事名に該当しない工事は、『希望しない工事』にその割合を記入してください。

※ 工事名ベースで詳細な実績がわからない場合は、実績を概算により按分して、合計が“100%”となるように記入してください。

ウ 申請する業種名ごとの実績高割合の合計は、各業種で“100%”になります。なお、「工事名」の欄に記入する工事の実績高割合が“0%”でも申請希望は可能です。

エ 工事の種類を特定できない場合には、工事内容により主な工事に計上するか、又は按分してそれぞれの工事に計上してください。

オ 経営事項審査で売上げ実績がない業種名を申請する場合、希望する各工事名の実績高割合は“0%”と記入してください。「希望しない工事」、「割合合計」も“0%”と記入してください。

(4) 「資格情報」欄について

第1章2(2)エに示される工事の受注を希望するときは、第1章2(2)エの表の記入例のとおり記入してください。なお、資格取得者が複数いる場合は、1人分（主な方）の情報を記入し、その資格情報（届出書等）の写しを提出してください。

※ 重要

資格情報等の記入及び書類の提出がない場合、申請はできません。

6 設計・調査・測量共通情報<様式B-3>について

(1) この様式は“会社”としての情報を記入してください。

(2) 「1 登録情報」について

ア 「登録状況」欄については、申請日現在、申請が行える業務として登録しているときは“有り”、登録していないときは“無し”にチェックを付けてください。

なお、“有り”にチェックを付けた部門について、6(2)イの記入例に従い「登録番号」欄及び「登録機関名」欄を記入してください。

また、登録情報確認のため、各登録情報を証明する書類の写しを提出してください（土地家屋調査士については、登録情報の記入は不要ですが、登録情報を証明する書類の提出は必要です。）。

イ 登録は、以下の一覧のものとなります。

登録名称	登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
測量業者登録	測量法第55条の5の規定に基づく測量業者としての登録通知等（※1）	国土交通大臣 (地方整備局長)	申請する事業所で登録が必要
建築士事務所登録 (建築関連コンサルタント)	建築士法第23条の3の規定に基づく登録通知等（※2）	指定事務所 登録機関	申請する事業所での登録が必要 (※2)
地質調査業者登録	地質調査業者登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 (地方整備局長)	登録がなくても申請可能
補償コンサルタント登録	補償コンサルタント登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 (地方整備局長)	登録がなくても申請可能
建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 (地方整備局長)	登録がなくても申請可能
土地家屋調査士登録	土地家屋調査士連合会発行(申請日前3か月以内の発行)の土地家屋調査士登録証明書（※3）	日本土地家屋 調査士連合会	登録が必要

※1 測量業務を申請する場合は、「測量業者登録通知」及び登録行政庁の受理印がある「測量業者登録申請書（第一面と別紙）」を提出してください。

※2 建築関連コンサルタント業務を申請する場合は、「建築士事務所登録通知書（申請する事業所で登録を受けていることが分かるもの）」を提出してください。

※3 次のいずれかを商号又は名称に含む場合にのみ申請することができます。

ア 土地家屋調査士事務所

イ 土地家屋調査士法人

ウ 社団法人〇〇〇公共嘱託登記土地家屋調査士協会

※ 注意

測量業者登録及び建築士事務所登録については、申請する事業所名を登録番号の後ろに()カッコ書きで記入してください。

例) 申請事業所 : ○○工業(株) 浦和支店
登録業務 : 測量業者登録(浦和支店として登録がある)
建築士事務所登録(浦和支店として登録がある)

- ・ 測量業登録の記入例
第12355号 (浦和支店)
- ・ 建築士事務所登録の記入例
第12345号 (浦和支店)

※ 登録番号は、次の例に準じて記入してください。

- ・ 測量業者登録 → 第××○○号(本店又は○○支店等)
- ・ 建築士事務所登録 → 第○△△○号(本店又は○○支店等)
- ・ 地質調査登録 → 質○○第××△△号
- ・ 補償コンサルタント登録 → 補○○第○○××号
- ・ 建設コンサルタント登録 → 建○○第×○○△号

※ 登録機関名は、次の例に準じて記入してください。

「国土交通省関東地方整備局」、「埼玉県知事」等

※ 失効している情報は記入しないでください。

ウ 「登録・更新年月日」欄は西暦で記入してください。

(3) 「2 職員数」欄について

審査基準日(直近の決算日で、決算手続きが完了しているもの)現在の会社全体の情報を記入してください。

ア 「設計・調査・測量業務に係る常勤役員・使用人」欄について

(ア) 「①技術職員」欄には、『設計・調査・測量』業務に係る技術職員の人数(実人数)を記入してください。なお、『設計・調査・測量』以外の業務(例:『建設工事』等)で申請している場合、他業務に計上した人数は含めないでください。

(イ) 「②その他」欄には、『設計・調査・測量』業務に係る技術職員以外(技術者以外の常勤役員、不動産鑑定士、補償業務管理士等及び経理従事者など)の人数(実人数)を記入してください。非常勤役員は、役員の数に含めないでください。なお、『設計・調査・測量』以外の業務(例:『建設工事』等)で申請している場合、他業務に計上した人数は含めないでください。

イ 「④設計・調査・測量業務以外に係る常勤役員・使用人」欄には、『設計・調査・測量』以外の業務(例:『建設工事』等)の申請がある場合や、『設計・調査・測量』業務に関連のない事業(例:「販売」等)がある場合は、その合計人数(実人数)を記入してください。

ウ 「年間平均業務実績高」欄には、『設計・調査・測量』業務に係る消費税抜きの実績高について、2年間（24か月）の平均を千円未満の端数を切捨てて、記入してください。

- (4) 「3 技術職員等（設計・調査・測量に係る常勤役員・使用人「2 職員数①②」で計上した人数の内訳）」について

審査基準日現在の会社全体の技術職員の資格情報を記入してください（前記(3)アで計上した人数の内訳となります。）。ただし、人数については、1人で複数の資格を持っている場合は、持っている資格全てを計上してください（例：ある職員が技術士の「道路」と「測量士」の2つの資格を持っている場合、それぞれの項目に「1」人を計上することになります。よって、資格区分ごとに、延べ人数を記入することになります。また、合計職員数も延べ人数です。）。

※ 重要

- 法人が申請する場合は、会社全体の人数を記入してください（1法人で複数の事業所で申請する場合は、全ての申請事業所のこの欄の数値は同じになります。）。
- 1人の方が、同じ資格で等級の違う資格を取得している場合は、等級の上位の資格を記入してください。

7 設計・調査・測量個別情報<様式C-3>について

※ 重要

- 測量業務及び建築関連コンサルタント業務を申請する場合は、申請事業所として登録されていなければ申請はできません。
- 他の事業所が申請した業務を重ねて申請できません。
- 一度申請した業務を変更することはできません。

- (1) 「1 申請情報」について

ア 申請する業務によって、資格の登録が必要なものがあります。

イ 「資格審査申請の有無」欄は、今回申請を希望する業務は、“有り”に、申請を希望しない業務は、“無し”にチェックを付けてください。

- (2) 「2 関連（系列）業者情報」について

次に掲げる項目に該当する場合であり、その関連（系列）業者が、建設産業関連の業務（建設業務、建設関係設計・調査・測量業務、土木施設維持管理業務）を行っているときに、その会社について4社まで記入してください。

ア 他社の発行済株式総数の100分の50以上を有しているとき

イ 他社の出資総額の100分の50以上を有しているとき

ウ 他社の代表権を有している役員がいるとき

エ 特別な提携関係のある他社があるとき

- (3) 「3 希望業務」欄について

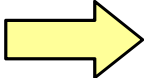
ア 「実績割合」欄については、審査基準日（直近の決算で、決算手続きが終了しているもの）からさかのぼって2年間（24か月）の実績を記入してください。

業務分類名ベースで詳細な実績がわからない場合は、実績を概算により按分して、合計が100%となるように記入してください（『設計・調査・測量』業務としての売上げ実績がない場合は、合計が“0%”となります。）。

希望しない業務でも実績がある場合は、割合を記入してください。また希望している業務でも実績がない場合は“0%”を記入してください。

イ 「希望」欄には、申請を希望する業務（詳細は、手引の27・28ページ<別表2>『設計・調査・測量』業務コードを参照）に”有”を記入してください。

ウ 「0000 さいたま市内営業所の業務実績高の割合」欄には、審査基準日からさかのぼって2年間（24か月）の「設計・調査・測量業務に係る年間平均業務実績高」に占める「さいたま市内に所在する営業所（本店も含む。）の年間平均業務実績高」の割合を記入してください。

例)	本店（川越市	50万		
	A支店（熊谷市	30万		
	B支店（さいたま市	20万		
	計	100万		$20万 \div 100万 = 20\%$

8 土木施設維持管理共通情報<様式B-4>について

(1) 「職員数表」欄について

審査基準日（直近の決算日で、決算手続きが完了したもの）現在の会社全体の情報を記入してください。

ア 「土木施設維持管理業務に係る常勤役員・使用人」欄について

(ア) 「①技術職員」欄には、『土木施設維持管理』業務に係る技術職員の人数（実人数）を記入してください。なお、『土木施設維持管理』以外の業務（例：『建設工事』等）で申請している場合、他業務に計上した人数は含めないでください。

(イ) 「②その他」欄には、『土木施設維持管理』業務に係る技術職員以外（技術者以外の常勤役員、経理従事者など）の人数（実人数）を記入してください。非常勤役員は役員の人数に含めないでください。なお、『土木施設維持管理』以外の業務（例：『建設工事』等）で申請している場合、他業務に計上した人数は含めないでください。

(2) 「年間平均業務実績高」欄について

審査基準日（直近の決算日で、決算手続きが完了したもの）現在の会社全体の『土木施設維持管理』業務に係る消費税抜きの実績高について、2年間（24か月）の平均を千円未満の端数を切捨てて、記入してください。

9 土木施設維持管理個別情報<様式C-4>について

「申請情報」は、「道路」、「河川」、「苑地」及び「下水道」について、今回申請を希望する業務は“申請する”に、申請を希望しない業務は“申請しない”にチェックを付けてください。

10 委任状・使用印鑑届<様式C-5>について

(1) 委任状として使用する場合

ア 使用印鑑は次の3つのいずれかの方式で押印してください。

なお、スタンプタイプの簡易印鑑（シャチハタ等）は使用できません。

方式1 役職印（支店長印、営業所長印等の役職名が入った印を指す）での押印

※ 役職印を使用する場合は、代理人役職名と同一の役職印を使用してください。ただし、営業所長で申請し、印鑑の役職名が「所長」程度の差異であれば、可とします。

※ 申請書に記載のある役職名が、印影から読み取ることができない役職印は使用できません。

方式2 社印（角印）と個人の認印の2つの印鑑を併用しての押印

方式3 個人の認印での押印（個人事業者のみ）

イ 代表者印は、実印を押印してください。

(2) 使用印鑑届として使用する場合

使用印鑑は次の4つのいずれかの方式で押印してください。

なお、スタンプタイプの簡易印鑑（シャチハタ等）は使用できません。

方式1 実印（代表者印）での押印

方式2 役職印（代表取締役印等の役職名が入った印を指す）での押印

※ 役職印を使用する場合は、代表者役職名と同一の役職印を使用してください。ただし、代表取締役で申請し、印鑑の役職名が「社長」程度の差異であれば、可とします。

※ 申請書に記載のある役職名が、印影から読み取ることができない役職印は使用できません。

方式3 社印（角印）と個人の認印の2つの印鑑を併用しての押印

方式4 個人の認印での押印（個人事業者のみ）

11 誓約書<様式D-3>について

申請事業所ではなく、本店又は主たる営業所の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入してください。

12 資本関係・人的関係調書<様式D-5>について

自社と資本関係又は人的関係にある他社の入札参加資格者名簿への登録又は申請状況を確認したうえで、関係のある他社の情報等を記入してください。

(1) 「1 資本関係に関する事項」については、自社から見て、「(1) 会社法第2条第4号の規定による親会社」、「(2) 会社法第2条第3号の規定による子会社」、「(3) (1)の記載による親会社を同じくする他の子会社」の情報それぞれ記入してください。

(2) 「2 人的関係に関する事項」については、自社の役員が、他社の役員を兼ねている場合に、自社における役職名及び氏名、関係する他社の商号・名称、所在地及び他社における役職名をそれぞれ記入してください。

※ 「親会社」

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう（会社法第2条第4号）。

- ※ 「子会社」
会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう（会社法第2条第3号）。
- ※ 「役員」
「役員」とは次の者とする。
 - ア 代表取締役
 - イ 取締役（社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社の取締役は除く。）
 - ウ 指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役
 - エ 法人格のある各種組合の理事等
 - オ その他、名称が異なってもアからエのいずれかの職務権限等に該当する者
- ※ その他「資本関係・人的関係にある会社等」についてはさいたま市ホームページを参照してください。
「トップページ」>「事業者向けの情報」>「届出・手続き」>「入札・契約」>「お知らせ」>「契約課からのお知らせ（平成30年2月～令和4年3月）」>「建設工事等の入札制度について（平成30年2月～令和4年3月）」>「【お知らせ】資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加制限の運用見直しについて（令和2年5月1日更新）」
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p095724.html>

- 1 「建設工事」業種分類表
- 2 「設計・調査・測量」業務分類表
- 3 「土木施設維持管理」業務分類表

○ 『建設工事』業種コード

業種大コード	業種名	業種略称	受注希望工事分類		工事内容	工事の例示		
			業種小コード	工事分類略称				
01	土木工事業	土木	01	土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに道路、河川、水路、その他の土木工物を建設する工事(02～12の特殊工事は除く)	道路工事、河川工事、治水工事、土地区画整理工事、土地造成工事、補管工事、公道下等の上下水道管等埋設工事、総合的な企画、指導、調整のもとに行う解体工事		
					(注)・盛土工事、掘削工事等は、とび、土工事業の土工事(05-05)			
					・ガードレール、標識等の道路付属物設置工事(05-09)			
					・上下水道施設工事で土木工物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03)			
					・下水道建設工事で土木工物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、下水道施設工事の下水処理設備工事(26-04)			
					・清掃施設工事で土木工物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、清掃施設工事のごみ処理施設工事(28-01)又はし尿処理施設工事(28-02)			
					02	農業土木工事	総合的な企画、指導、調整のもとに行う農業土木工事	ほ場整備工事、農道工事、農業用水道工事、かんがい用排水施設工事
					03	コンクリート構造物工事	総合的な企画、指導、調整のもとに行う橋梁上部工(PC橋梁工事等は除く)、橋梁下部工(ニューマチックケーソン工事は除く)、擁壁、その他主体がコンクリート構造物である工事	コンクリートラダーメン橋工事、コンクリートT桁橋工事、コンクリートホロースラブ橋工事、ボックスカルバート工事(空断面が10m以上のもの)、橋台工事、橋脚工事、オーブンケーソン工事、擁壁工事(高さが5m以上のもの)、砂防ダム工事(高さが5m～15mのもの)、コンクリート水門工事、沈砂池躯体工事、沈殿池躯体工事、コンクリートブール工事、連続地中壁工法、圧入式ケーソン工法
					04	大口径管工事	(注)・コンクリートくい打ち工事は、とび、土工事業のくい工事(05-03)又は場所打ちくい工事(05-04)	コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、コンクリートの右工事(06-01)又はタイル・レンガ・ブロック工事のタイル・レンガ・ブロック工事(10-01)
					05	地すべり防止対策工事	総合的な企画、指導、調整のもとに行う上下水道、下水道等の大口径管理設工事(口径がおおむね1m以上のもの)	上下水道幹線工事、下水道幹線工事
					06	管渠推進工事	総合的な企画、指導、調整のもとに行う管渠推進工事	地すべり抑制工事、地すべり抑止工事
					07	トンネル工事	総合的な企画、指導、調整のもとに行うトンネル本体工事	管渠推進工事
08	ニューマチックケーソン工事	総合的な企画、指導、調整のもとに行うニューマチックケーソン工事	トンネル本体工事					
09	シールド工事	総合的な企画、指導、調整のもとに行うシールド工事	ニューマチックケーソン工事					
10	PC橋梁工事	総合的な企画、指導、調整のもとに行うPC橋梁工事等	シールド工事					
11	ダム工事	総合的な企画、指導、調整のもとに行うダム本体工事	PC橋梁工事、PCロックジョイント橋梁工事					
12	森林土木工事	総合的な企画、指導、調整のもとに行う森林土木工事	コンクリートダム工事、フィルダム工事、砂防ダム工事(高さが15m以上のもの)、貯水池ダム工事					
02	建築工事業	建築	01	建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事(02～05の特殊工事は除く)	治山工事、林道工事		
					(注)・上下水道施設工事で土木工物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、下水道施設工事の下水処理設備工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03)	鉄骨鉄筋コンクリート造建築物工事、鉄骨造建築物工事、鉄筋コンクリート造建築物工事(面積が100㎡以上のもの)、総合的な企画、指導、調整のもとに行う解体工事が100㎡以上のもの)		
					・下水道施設工事で土木工物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、下水道施設工事の下水処理設備工事(26-04)	鉄骨鉄筋コンクリート造建築物工事、鉄骨造建築物工事、鉄筋コンクリート造建築物工事(面積が100㎡以上のもの)、総合的な企画、指導、調整のもとに行う解体工事は、下水道施設工事のごみ処理施設工事(28-01)又はし尿処理施設工事(28-02)		
02	木造工事	総合的な企画、指導、調整のもとに行う木造建築物工事	木造建築物工事					
03	軽量鉄骨工事	総合的な企画、指導、調整のもとに行う軽量鉄骨造建築物工事	軽量鉄骨造建築物工事、鉄筋コンクリート造建築物工事(面積が100㎡未満のもの)					

注1)「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。
 注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含まず。

○ 『建設工事』業種コード

業種大 コード	業種名	業種略称	受注希望工事分類		工事内容	工事の例	示
			業種小 コード	工事分類名			
			04	プレハブ工事	総合的な企画、指導、調整のもとに行う鉄骨プレハブ造建築物工事	鉄骨プレハブ造建築物工事、軽量鉄骨プレハブ造建築物工事	
			05	コンクリートプレハブ工事	総合的な企画、指導、調整のもとに行うコンクリートプレハブ造建築物工事	コンクリートプレハブ造建築物工事、プレキャストコンクリート造建築物工事	
03	大工工事業	大工	01	大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取り付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
04	左官工事業	左官	01	左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆、くい、プラスチック、繊維等をこて塗り、吹付け、又は張付けを行う工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事(建築物)、とぎ出し工事、洗い出し工事	
05	とび・土工工事業	とび	01	鉄骨等組立架設工事	足場の組立て、鉄骨等の組立て(加工を除く)を行う工事	とび工事、足場等仮設工事、鉄骨組立て工事、橋梁架設工事、バックネット設置工事	
			02	ひき工事	足場、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して行う工事は、鋼構造物工事の鉄骨工事(11-01)、鋼橋梁工事(11-02)、鉄塔工事(11-03)等	ひき工事	
			03	くい工事	既設くい等を打撃、圧入、振動、ジェット、プレボアリング又は中掘工法により打つ工事	くい工事、既設コンクリートくい打ち工事、鋼管くい打ち工事、鋼矢板打ち工事、矢板土留工事、くい抜き工事	
			04	場所打ちくい工事	アースオーガ、リバーズ、オールドケルシング工法等で、コンクリートくいを築造する工事	場所打ちコンクリートくい工事	
			05	土工工事	土砂等の掘削、盛上げ、締め固め等を行う工事	土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、土留め工事、土留め工事、仮締切り工事、捨石工事、しゅんせつ工事(陸上で使用する掘削機で施工できる程度)	
			06	コンクリート工事	コンクリートブロックを据え付け、又はコンクリートにより工作物を築造する工事 注)土木工作物を総合的に建設するコンクリート工事は、土木工事業のコンクリート構造物工事(01-03)、PC橋梁工事(01-10)等 ・コンクリート積み(張り)工事は、石工事業の石工事(06-01)又はタイル・れんが・ブロック工事業のタイル・れんが・ブロック工事(10-01)	コンクリートブロック据付け工事、はつり工事 コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレスコンクリート工事、コンクリートブロック構造物工事(01-03)、PC橋梁工事(01-10)等	
			07	地盤改良工事	薬液注入等により地盤を改良する工事	地盤改良工事、薬液注入工事、ウェルポイント工事、ボアリンググラウト工事、地すべり防止工事	
			08	吹付け工事	法面処理等のためにモルタル又は種子を吹き付ける工事 注)建築物に対するモルタル等の吹付けは、左官工事業の左官工事(18-01)	モルタル吹付け工事、種子吹付け工事、トンネル防水工事	
			09	道路付属物設置工事	ガードレール、標識等を組み立て、設置する工事	ガードレール設置工事、道路標識工事、防音壁工事	
			10	外構工事	建築物、公園等の外構の工事	外構工事、ネットフェンス工事	
			99	その他工事	その他のとび・土工・コンクリート工事(基礎的、準備的工事)	重量物の場重運搬設置工事	
06	石工事業	石	01	石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び磁石を含む)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取り付ける工事 注)コンクリートブロック据付け工事は、とび・土工工事業のコンクリート工事(05-06) ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事は、タイル・れんが・ブロック工事業のタイル・れんが・ブロック工事(10-01)	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事(建築物内外装、法面処理、擁壁)、石材加工工事	
07	屋根工事業	屋根	01	屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	瓦葺根ふき工事、スレート屋根ふき工事、金属薄板葺根ふき工事、屋根断熱工事	
08	電気工事業	電気	01	総合電気設備工事	発電設備(非常用予備発電設備を含む)、変電設備、電気設備等の電気工作物を総合的に建設する工事 注)電気設備のほか、管、電気通信設備、消防施設等の機械器具を設置する工事は、機械器具設置工事業のプラント設置工事(20-02)	総合電気設備工事 発電設備工事、変電設備工事	
			02	発電変電設備工事	発電設備(非常用予備発電設備を含む)、変電設備を設置する工事	発電設備工事、変電設備工事	
			03	送配電設備工事	送配電設備を設置する工事	送配電線工事、引込線工事、電車線工事	

注1)「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。
注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含まず。

○ 『建設工事』業種コード

業種大 コード	業種名	業種略称	受注希望工事分類		工事内容	工事の 例示
			業種小 コード	工事分類名		
			04	電気設備工事	電気設備(非常用電気設備を含む)、照明設備等を設置する工事	構内電気設備工事、照明設備工事、ネオン装置工事、流量計設置工事
			05	信号設備工事	交通信号設備等を設置する工事	交通信号設備工事
			06	上下水道施設電気設備工事	上下水道施設の電気設備を設置する工事 注)・上下水道施設で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事(26-04)	上下水道施設電気設備工事 水道施設電気設備工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03)
			99	その他工事	その他の電気工事	電気防食工事
09	管工事	管	01	給排水設備工事	給排水設備を設置する工事	給排水・給湯設備工事、衛生設備工事、水洗便所設備工事
			02	冷暖房空調設備工事	冷暖房、空気調和のための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、空気調和設備工事、ダクト工事
			03	浄化槽工事	浄化槽、合併処理浄化槽を設置する工事	浄化槽工事、合併処理浄化槽工事
			04	ガス配管工事	ガス管の配管を設置する工事	ガス配管工事
			99	その他工事	その他の管工事	厨房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、管内更生工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル	01	タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取り付け、又は張り付ける工事 注)・コンクリートブロック据付け工事は、とび・土工事業のコンクリート工事(05-06) ・建築物の内外装、法面処理、擁壁として石材に類似のコンクリートブロックを積み、又は張り付ける工事は、石工事業の石工事(06-01)	コンクリートブロック積み(張り)工事(建築物の建設)、れんが積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事(外壁等)
11	鋼構造物工事	鋼構造	01	鉄骨工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鉄骨を築造する工事 注)・既に加工された鉄骨を組み立てるの工事は、とび・土工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)	鉄骨工事、バックネット加工組立て工事、避難階段設置工事
			02	鋼橋梁工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鋼橋梁等を築造する工事 注)・既に加工された鋼橋梁等を組み立てるの工事は、とび・土工事業の鋼骨等組立架設工事(05-01)	鋼橋梁工事、鋼ロックフェード工事
			03	鉄塔工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鉄塔を築造する工事 注)・既に加工された鉄塔を組み立てるの工事は、とび・土工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)	鉄塔工事
			04	門扉工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより門扉、水門等の門扉を築造する工事	門扉工事、水門工事、鋼製自動堰工事
			05	ブール工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てによりブールを築造する工事	鋼製ブール工事、ステンレス製ブール工事
			06	鋼製タンク工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てによりタンクを築造する工事	鋼製水槽工事、石油貯蔵用タンク工事、ガス貯蔵用タンク工事
			99	その他工事	その他の鋼構造物工事	屋外広告工事
12	鉄筋工事	鉄筋	01	鉄筋工事	鉄鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組み立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事、溶接継手工事、機械式継手工事
13	舗装工事	舗装	01	舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事 注)・ガードレール、標識等の道路付属物設置工事は、とび・土工事業の道路付属物設置工事(05-09)	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
14	しゅんせつ工事	しゅん	01	しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事 注)・陸上で使用する掘削機で施工できる程度のしゅんせつ工事は、とび・土工事業の土工(05-05)	しゅんせつ工事(しゅんせつ船等によるもの)

注1)「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。
 注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含まれます。

< 別表 1 >

○ 『建設工事』業種コード

業種大コード	業種名	業種略称	受注希望工事分類		工事内容	工事の例示
			業種小コード	工事分類名		
15	板金工事業	板金	01	板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取り付け、又は工作物に金属製の付属物を取り付ける工事 (注)・板金屋根工事は、屋根工事業の屋根工事(07-01)	板金加工取付け工事、建築板金工事、カラー鉄板貼付け工事、ステンレス貼付け工事
16	ガラス工事業	ガラス	01	ガラス工事	工作物にガラスを加工して取り付ける工事	ガラス加工取付け工事
17	塗装工事業	塗装	01	塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹き付け、又は塗り付ける工事	塗装工事、溶射工事、銅構造物塗装工事
			02	路面標示工事	塗料、塗材等を加熱又は溶着により路面に標示する工事	区画線工事
			03	屋内床面標示工事	屋内にコーティングを標示する工事	コーティング標示工事
			99	その他工事	その他の塗装工事	布張り仕上工事
18	防水工事業	防水	01	防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって建築物の防水を行う工事 (注)・法面処理等のためのモルタル防水工事は、とび・土工事業の吹付け工事(05-08)	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、注入防水工事、シート防水工事
19	内装仕上工事業	内装	01	内装仕上工事	木材、石膏ボード、壁紙等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事
			02	床仕上工事	ビニール床タイル、カーペット、ウッドカーペット等を用いて建築物の床仕上げを行う工事	床仕上工事
			03	たたみ工事	たたみを用いて建築物の床仕上げを行う工事	たたみ工事
			04	ふすま工事	ふすまを用いて建築物の間仕切り等を行う工事	ふすま工事
			99	その他工事	その他の内装仕上工事	家具工事、防音工事
20	機械器具設置工事業	機械	01	運搬機器設置工事	運搬機器の組立て、取付けを行う工事	昇降機設置工事、エスカレーター設置工事、自動搬送機設置工事
			02	プラント設備工事	電気設備、管、電気通信設備、消防施設等のプラント設備を複合的に設置する工事(03を除く) (注)・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04) ・清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、清掃施設工事業のごみ処理施設工事(28-01)又はし尿処理施設工事(28-02)	
			03	水処理設備工事	上水道施設、下水道施設等の水処理機械設備を複合的に設置する工事 (注)・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04) ・し尿処理施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、清掃施設工事業のし尿処理施設工事(28-01)又はし尿処理施設工事(28-02)	水処理機械設備工事、沈砂池機械設備工事、凝集池機械設備工事、沈殿池機械設備工事、濾過池機械設備工事
			04	汚泥脱水設備工事	汚泥脱水用機械器具を設置する工事	汚泥脱水機械設備工事
			05	汚泥焼却設備工事	汚泥焼却用機械器具を設置する工事	汚泥焼却設備工事
			06	給排気機器設置工事	トンネル、地下道等の給排気用機械器具を設置する工事 (注)・建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は、管工事業の冷暖房空調設備工事(09-02)	換気設備工事、送風機設置工事
			07	揚排水機器設置工事	揚排水機器設備を設置する工事	揚水機設置工事、排水機設置工事
			08	ダム用仮設備工事	ダム用仮設備を設置する工事	ダム用仮設備工事
			99	その他工事	その他の機械器具設置工事	内燃力発電設備工事、集塵機設置工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車場設備工事、固定クレーン設置工事、ラバーダム設置工事

注1)「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。
注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含まず。

○ 『建設工事』業種コード

業種大コード	業種名	業種略称	受注希望工事分類		工事内容	工事の例	示	
			業種小コード	工事分類略称				
21	熱絶縁工事業	熱絶縁	01	冷暖房熱絶縁工事	冷暖房設備等に付帯する配管、ダクト等の工作物を熱絶縁する工事	冷暖房設備熱絶縁工事、冷凍冷蔵設備熱絶縁工事		
				02	動力設備熱絶縁工事	動力設備に付帯する配管、ダクト等の工作物を熱絶縁する工事	動力設備熱絶縁工事	
				99	その他工事	その他の熱絶縁工事	燃料工業設備熱絶縁工事、化学工業設備熱絶縁工事	
				01	有線電気通信工事	有線電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設置工事、電気通信機械設置工事、電話設備設置工事、有線放送機械設置工事	
22	電気通信工事業	通信	02	無線電気通信工事	無線電気通信設備を設置する工事	無線放送機械設置工事、空中線設備工事		
			03	データ通信設備工事	データ通信設備を設置する工事	データ通信設備工事		
			04	情報制御設備工事	情報制御設備を設置する工事	情報制御設備工事、電子計算機設置工事		
			99	その他工事	その他の電気通信工事	TV電波障害防除設備工事、共同アンテナ設置工事		
			01	庭園工事	整地、樹木の植栽、景石の据え付け等により庭園等を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、水景工事		
23	造園工事業	造園	02	公園設備工事	整地、樹木の植栽、花壇、噴水、その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の設置により公園を築造する工事	公園設備工事、園路工事		
			03	広場工事	整地、樹木の植栽等により広場、緑地等を築造する工事	修景広場工事、芝生広場工事、運動広場工事		
24	さく井工事業	さく井	99	その他工事	その他の造園工事			
			01	さく井工事	さく井機械等を用いてさく井、さく井を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく井工事		
			02	揚水設備工事	さく井、さく井工事に伴う揚水設備等を設置する工事	揚水設備工事、ポンプ設置工事		
			99	その他工事	その他のさく井工事	石油掘削工事、天然ガス掘削工事		
			01	サッシ工事	サッシを取り付ける工事	サッシ取付け工事		
25	建具工事業	建具	02	カーテンウォール工事	金属製カーテンウォールを取り付ける工事	金属製カーテンウォール取付け工事		
			03	シャッター工事	シャッターを取り付ける工事	シャッター取付け工事		
			04	自動ドア工事	自動ドアを取り付ける工事	自動ドア取付け工事		
			99	その他工事	その他の建具工事	金属製建具取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事		
26	水道施設工事業	水道	01	取水施設工事	上水道、工業用水道等の取水施設を総合的に築造する工事	取水施設工事		
			02	浄水施設工事	上水道、工業用水道等の浄水施設を総合的に築造する工事	浄水施設工事		
			03	配水施設工事	上水道施設の水処理機械設備を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業の水処理設備工事(20-03) 上水道、工業用水道等の配水施設を総合的に築造する工事	配水施設工事		
			(注)・公道下等の上水道管理施設は、土木工事業の土木一式工事(01-01) ・農業用水道を建設する工事は、土木工事業の農業土木工事(01-02) ・家屋その他の施設の敷地の敷地内の配管工事及び上水道の配水小管を設置する工事は、管工事業の給排水設備工事(09-01)					

注1)「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。
 注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含まず。

○ 『建設工事』業種コード

業種大コード	業種名	業種略称	受注希望工事分類		工事の略称	工事の内容	工事の例示
			業種小コード	工事分類名			
			04	下水処理設備工事	下水	公共下水道、流域下水道の処理設備を総合的に築造する工事 (注)・公道下等の下水道管理工事は、土木工事業の土木一式工事(01-01) ・かんがい用排水施設工事は、土木工事業の農業土木工事(01-02) ・規模の大小を問わず浄化槽又は合併処理浄化槽によりし尿を処理する施設を建設する工事は、管工事業の浄化槽工事(09-03) ・下水道施設の処理機械設備を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業の処理設備工事(20-03) ・し尿処理施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のし尿処理施設工事(28-02)	
27	消防施設工事業	消防	99	その他工事	その他	その他の水道施設工事 水による消火に必要な設備を設置する工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事
			02	泡消火設備工事	泡消火	泡による消火に必要な設備を設置する工事	泡消火設備工事
			03	不燃性ガス消火設備工事	ガス	不燃性ガス、蒸発性液体による消火に必要な設備を設置する工事	不燃性ガス消火設備工事、蒸発性液体消火設備工事
			04	粉末消火設備工事	粉末	粉末による消火に必要な設備を設置する工事	粉末消火設備工事
			05	火災報知設備工事	報知	火災警報に必要な設備を設置する工事	火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事
			06	避難設備工事	避難	避難設備を設置する工事	金属製避難はしご設置工事、救助袋設置工事、霧降機設置工事、避難橋設置工事 (注)・ビルの外壁等に避難階段を設置する工事は、建築工事業(02-01)又は鋼構造物工事業の鉄骨工事(11-01)
			07	排煙設備工事	排煙	排煙設備を設置する工事	排煙設備設置工事
			99	その他工事	その他	その他の消防施設工事	
28	清掃施設工事業	清掃	01	ごみ処理施設工事	ごみ	ごみ処理施設を総合的に設置する工事	ごみ処理施設工事
			02	し尿処理施設工事	し尿	し尿処理施設を総合的に設置する工事 (注)・規模の大小を問わず浄化槽又は合併処理浄化槽によりし尿を処理する施設を建設する工事は、管工事業の浄化槽工事(09-03) ・公共下水道、流域下水道の処理設備を総合的に築造する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04)	し尿処理施設工事
			99	その他工事	その他	その他の清掃施設工事	
29	解体工事業	解体	01	解体工事	解体	工作物の解体を行う工事 (注)それぞれ別の専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。	工作物解体工事

注1)「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。
注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含まず。

<別表 2>

○ 『設計・調査・測量』業務コード

※ 「業務内容」欄に ●印 が表示されている業務を希望される場合は、
 添付情報を確認できる書類が必要となります。

業務名	業務分類名	業務コード	業務内容	内 容
測量	● 測量一般	3000	基準点測量、水準測量、平面測量等を用いる地形、地物等の測定図示及び地形図等の作成	
	● 地形の調製	3010	既成の地図等を基図とし、編纂者等を参考にして基図の表現事項を所定の方法によって描画する新たな地形図等の作成	
建築関連コンサルタント	● 航空測量	3020	空中写真を用いる地形、地物等の測定図示及び地形図等の作成	
	● 建築意匠 (建築意匠に関する計画、調査、企画)	4000	共同住宅、職員会舎、寄宿舎等	
		4001	学校、技術専門学校、養護学校等	
		4002	病院、診療所、保健所、老人ホーム等	
		4003	庁舎、事務所、研究所、試験所等	
		4004	競技場、体育館、水泳場、その他スポーツ施設等	
		4005	劇場、公会堂、映画館、観覧場、集会場(オーディトリウムを有するものに限る。)等	
		4006	美術館、博物館、記念館、図書館等	
		4007	集会場、コミュニケーションセンター等	
		4008	ホテル、旅館、保養所等	
		4009	● 建住宅、工場、倉庫、自転車置場、その他複合建築物等	
		4010	● 特殊構造の建築物、軟弱地盤等における建築構造の設計又は監理	
		4020	● 空調設備	
		4030	● 給排水設備	
		4040	● 電気設備等の設計又は監理	
		4050	● 建築計算	
		4060	● 機械計算	
		4070	● 電気計算	
		4080	● 建物調査	
地質調査		5000	建設事業に必要な地質又は土質に関する調査、計測、解析又は判定、地質又は土質に関する資料の提供又は助言	
補償コンサルタント	土地調査	6000	土地、建築物の登記簿等の調査、戸籍簿等の調査、土地等の権利者の確認調査、面積計算等	
	土地評価	6001	土地及び土地に関する所有権以外の権利の評価、敷地補償等に関する調査又は補償金額の算定、土地調査その他これに類する資料の作成	
	物件及び機械工作物	6002	物件に関する登記簿等の調査、物件調査その他これに類する資料の作成、物件及び機械工作物に関する調査又は補償金額の算定、居住者及び動産に関する調査又は補償金額の算定	
	営業補償・特殊補償	6003	営業、鉱業権、漁業権、水利権その他の特殊な権利、養殖物、特産物に関する調査又は補償金額の算定	
	事業損失	6004	電波障害、日照阻害、水枯渇、地盤変動その他の事業損失に関する調査又は補償金額の算定	
	補償関連	6005	公共補償に関する調査又は補償金額の算定	
	事業認定	6006	事業認定申請書及び裁決申請書の作成	
	その他	6007	物件等の補償金額の算定方法及びその根拠についての説明、補償管理に関する業務、その他の調査又は補償金額の算定	
	河川、砂防及び海岸(治水利水計画、砂防計画)	7000	河川に関するもの(治水、利水、水質、底質、流況、立派、築堤影響評価若しくは助言又は助言又は河川(ダムを含む。)、砂防(堤すべり防止を含む。))若しくは海岸に関する工事の設計若しくは監理	
	砂防	7001	砂防に関するもの(砂防ダム、流域特性、流況土砂、地すべり、急傾斜地等)	
	ダム	7002	ダムに関するもの(ダム、水理、治水(治水調節)、利水、ダム施設配置、管理施設、緊急施設、緊急施設、堤上げ等)	
	港湾及び空港	7010	港湾計画若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は助言又は港湾若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理	
	電力土木	7020	電線開閉計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は助言又は送電用ダム、水路構造物等に関する工事の設計若しくは監理	
道路(道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は助言又は道路に関する調査、企画又は設計(交通量、交通解析、自動車起終点、パーキング、物資流動、車両重量、渋滞、道路交通センサス、道路縮小計画、ネットワーク、交通及び路線	7030	交通及び路線に関する調査、企画又は設計(交通量、交通解析、自動車起終点、パーキング、物資流動、車両重量、渋滞、道路交通センサス、道路縮小計画、ネットワーク、駐車場、路線選定、交差点等)		
道路	7031	道路に関する補償(予備)設計、実施(詳細)設計又は監理(道路、橋梁、連絡・休息施設、交差点、道路景観等)		
道路管理施設	7032	道路管理施設に関するもの(交通安全施設、交通管理施設、交通環境施設、交通情報施設、都市基盤施設等)		

＜別表 2＞

○ 『設計・調査・測量』業務コード

※ 「業務内容」欄に ●印 が表示されている業務を希望される場合は、
 詳細情報を確認できる書類が必要となります。

業務名	業務分類名	業務コード	業務内容	容
建設コンサルタント(概全)	鉄道	7040	鉄道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は鉄道(御座線道を含む。)に関する工事の設計若しくは監理	
	上水道及び工業用水道(上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理)	7050	上水道施設又は工業用水道施設に関するもの(取水、浄水、さく井、水処理、汚泥処理、送配水、ポンプ等)	
	送配水管渠	7051	送配水管渠に関するもの	
	下水道(下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理)	7060	下水処理施設に関するもの(水処理、汚泥処理、ポンプ等)	
	下水管渠	7061	下水管渠に関するもの	
	農業土木	7070	かんがい、排水、耕地整備、農道保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する設計若しくは監理	
	森林土木	7080	治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する設計若しくは監理	
	道園	7090	公園緑地計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理	
	都市計画及び地方計画(都市計画又は地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理)	7100	土地利用計画に関するもの(ゾーニング、マスタープラン、法地制等)	
	都市施設	7101	都市施設に関するもの(交通施設、公園、緑地施設等)	
	開発事業	7102	開発事業に関するもの(土地区画整理、市街地再開発、都市拠点整備、ニュータウン開発等)	
	地域計画	7103	地域計画に関するもの(地域振興、観光、レクリエーション等)	
	環境保全	7104	環境保全に関するもの(環境整備、景観、公害対策、緑地保全等)	
	地質	7110	地質に関する調査、企画、立案又は助言	
	土質及び基礎	7120	土質に関する調査の企画、立案若しくは助言、構築物の基礎若しくは土の構築物に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	
	鋼構造及びコンクリート(鉄骨構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理)	7130	橋梁上部工に関するもの(合成桁、トラス、ラーメン、アーチ、斜張橋、フレキシオン桁、ボストンション桁、ラーメン、アーチ、斜張橋、特殊コンクリート等)	
	コンクリート橋上部工	7131	コンクリート橋上部工に関するもの(場所打コンクリート、床版橋、フレキシオン桁、ボストンション桁、ラーメン、アーチ、斜張橋、特殊コンクリート等)	
	橋梁下部工・基礎構造	7132	橋梁下部工に関するもの(橋台、橋脚、鋼製橋脚、特殊構造等)、基礎構造に関するもの(直接基礎、既設杭、揚子打杭、深礎杭、ケーソン、鋼管矢板、連壁、地盤改良等)	
	新交通・モレール	7133	新交通及びモレールに関するもの(上部構造、下部構造、基礎構造等)	
	特殊構造	7134	特殊構造に関するもの(景観、耐風、耐震、防護工(落石・雪崩)、遮音壁、化粧板等)	
	維持・補修、その他	7135	鋼構造物及びコンクリート構造物の維持、補修に関するもの(点検、損傷、補修、変状、維持、補修、基礎補強、架設等)	
	トンネル	7140	トンネル構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はトンネルに関する工事の設計若しくは監理	
	施工計画、施工設備及び積算	7150	工事実施に関する調査、企画、立案若しくは助言、工事実施のための調査若しくは設計又は施工計画若しくは積算若しくは工事原価管理	
	建設機械	7160	工事実施のための機械の調査、設計若しくは監理	
	建設環境(環境アセスメント又は環境管理、環境整備に関する調査、計画若しくは設計)			
	環境調査・計画	7170	大気、水質、騒音、振動、動物・植物生態系、景観等に関する調査、予測、評価又は記録	
	環境整備	7171	河川空間環境、道路環境、地域環境等に関する環境整備、景観、公害対策、緑地保全等に関する計画又は設計	
	その他の建設コンサルタント	7900		

＜別表 3＞

○『土木施設維持管理』業務分類表

業務名	業務分類名	業務内容(例示)
土木施設 維持管理	道路維持管理	道路の清掃、消毒、除草、芝刈、樹木剪定、施肥、除雪、凍結防止剤散布等の業務
	河川維持管理	河川の清掃、消毒、除草、芝刈、樹木剪定、施肥、除雪、凍結防止剤散布等の業務
	苑地維持管理	苑地の清掃、消毒、除草、芝刈、樹木剪定、施肥、除雪、凍結防止剤散布等の業務
	下水道維持管理	下水道の清掃、消毒、除草、芝刈、樹木剪定、施肥、除雪、凍結防止剤散布等の業務

第5章 新型コロナウイルス感染症の影響による特例について

1 国税の納税証明書について

【法人の場合】：「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の3）

【個人の場合】：「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の2）

新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度の適用を受けていて上記証明書が税務署で発行されない場合は、ア～ウいずれかの書類を提出してください。

①上記の税目について納税の猶予の特例（特例猶予）を受けている場合

ア 納税の猶予許可通知書の写し

イ 猶予制度の適用を受けていることがわかる「納税証明書（その1）」（写し可）

②特例猶予によらない猶予を受けている場合

ウ 換価・納税の猶予許可通知書の写し及び猶予申請書（事由として新型コロナウイルスについて記載があり、收受印のあるもの）の写し

※ 上記の猶予制度等については、税務署にお問合せください。

2 市税の納税証明書について

新型コロナウイルス感染症等の影響により市税の徴収を猶予されている場合は、徴収（換価の）猶予承認通知書の写しとその申請書（事由として新型コロナウイルスの記載があり、收受印のあるもの）の写しを提出してください。

3 社会保険等の加入確認資料の写しについて

新型コロナウイルス感染症の影響等により猶予制度を受けていて、申請の手引1ページの2(2)ウに掲載している社会保険等の加入確認資料が提出できない場合は、次の書類を提出してください。

(1) 健康保険、厚生年金保険

年金事務所が発行した納付の猶予（特例）許可通知書

(2) 雇用保険

ハローワークが発行した納付の猶予（特例）許可通知書

※ (1)、(2)の書類については、新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度を受けていることがわかるものを提出してください。

※ 新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度については、年金事務所、ハローワークにお問合せください。